

会 議 録

会議名		亀岡市男女共同参画審議会		
担当課		生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係		
開催日時		令和2年11月26日(木) 午後1時30分～3時30分		
開催場所		市役所1階 市民ホール		
出席者	委員	10人		
	その他	0人		
	事務局	5人		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可	傍聴者数	0人
公開の一部不可及及び不可の理由				
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状交付(新任委員)</li> <li>2 委員及び事務局の紹介</li> <li>3 議題           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ゆう・あいステッププラン～亀岡市男女共同参画計画～後期実施計画 令和元年度実施状況報告及び成果指標について</li> <li>(2) 亀岡市女性の登用率について</li> <li>(3) 亀岡市女性の相談室の概要(令和元年度)について</li> <li>(4) 亀岡市男女共同参画計画(素案)について</li> <li>(5) 亀岡市パートナーシップ宣誓制度(案)について</li> </ol> </li> <li>4 閉会</li> </ol>		

## 【会議資料】

- ・資料1 ゆう・あいステッププラン後期実施計画の実施状況報告・成果指標について
- ・資料1-1 ゆう・あいステッププラン後期実施計画令和元年度実施状況報告
- ・資料1-2 ゆう・あいステッププラン後期実施計画成果指標
- ・資料2 市の審議会等への女性の登用率について
- ・資料3 令和元年度亀岡市女性の相談室の概要
- ・資料4-1 計画の体系（後期実施計画）
- ・資料4-2 計画の体系（案）
- ・資料4-3 亀岡市男女共同参画計画（素案）
- ・資料5 男女共同参画計画の名称（案）
- ・資料6 亀岡市パートナーシップ宣誓制度（案）について

## 【概要】

### 1 委嘱状の交付

今年度からの交代委員に委嘱状交付

京都府女性の船「ステップあけぼの」 亀岡支部：玉記 道子 委員

亀岡市自治会連合会幹事：西村 満 委員

### 2 委員及び事務局の紹介

・会長挨拶

### 3 議 題

会 長：議題（１）ゆう・あいステッププラン後期実施計画「令和元年度実施状況報告及び成果指標」について、議題（２）亀岡市女性の登用率について、議題（３）亀岡市女性の相談室の概要（令和元年度）について説明願う。

事 務 局：まず、議題（１）の「ゆう・あいステッププラン後期実施計画令和元年度実施状況報告及び成果指標」について、御説明申し上げます。

資料１を御覧いただきたい。ゆう・あいステッププラン後期実施計画の令和元年度実施状況報告・成果指標をまとめた資料となっている。本市は、平成１４年１２月に「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、平成１５年４月１日に施行している。条例第１４条には、「市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする」と定めている。平成２２年度に男女共同参画計画「ゆう・あいステッププラン」を策定し、平成２８年度からは、「ゆう・あいステッププラン後期実施計画」に基づき、男女共同参画事業を実施している。

令和元年度の事業実施状況については全部で８１項目、Ａ評価の「計画通り達成できた」ものが７０項目、全体の８６．４％となった。次に、Ｂ評価の「実施したが、改善が必要」のものが８項目、全体の９．９％となっている。

次に、「令和元年度には実施しなかった」ものが０項目の０％、「評価なし」に該当するものが３項目、全体の３．７％となっている。

次にその下の枠囲みについては、成果指標の状況となっている。成果指標の対象となる項目は、全部で５３項目、うち２９項目、率にして５４．７％が後期実施計画最終年度の令和２年度の目標数値を達成している。また、「目標未達成」のものが２４項目、率にして４５．３％、「実績なし」のものが０項目、率にして０％となっている。

次に、２ページについては、実施項目８１項目について、部別の該当項目数、事業評価をまとめた資料となっている。実施状況の詳細については、資料１－１以降に記載しているので、御覧置き願う。

次に、成果指標の詳細については、資料１－２を御覧いただきたい。先ほども申し上げたが、成果指標の対象となるものは全体で５３項目あり、令和２年度の目標数値を未達成のものが、５３項目中２４項目となっている。

令和２年度は、計画最終年度となるので、次期プランを見据えながら、男女共同参画の視点に立って、事業の推進に努めているところである。

次に、議題（２）「亀岡市女性の登用率」について、御説明申し上げます。

資料２を御覧いただきたい。本市の審議会等の女性委員の登用率については、

令和2年度までに、50%を目標数値に掲げている。令和2年3月31日現在の登用率については31.2%で、前年の平成31年3月31日現在の29.5%と比較して1.7ポイント増えている。また、女性委員のいない審議会等の数は、前年度まで4組織あったが、2組織となり改善されている。審議会等の詳細については、3ページに記載のとおりである。

女性割合ゼロの審議会2組織については、あて職でその職に女性がおられないこともその要因ではあるが、構成員の中から選出するなどの幅をもった工夫をを考えてもらうよう担当部署に協力を求めている。

今後も、市役所各課からの審議会等への女性登用に関する事前協議の徹底を図り、女性の登用を進めていきたいと考えている。

4ページ以降は、亀岡市職員の女性管理・監督職の登用状況、行政委員会等への女性委員の登用状況、市議会の状況等の資料となるので、御覧置き願う。

次に、議題(3)亀岡市女性の相談室の概要(令和元年度)について、御説明申し上げる。

資料3を御覧いただきたい。資料3の集計表は、人権啓発課の女性の相談室が、昨年度1年間に受け付けた、相談の集計結果をまとめたものである。相談件数は全体で680件、前年度の763件より83件減少している。

次のページを御覧いただきたい。女性の相談室には、常設の一般相談と、委託により行う「フェミニスト・カウンセリング」、「法律相談」があり、その概要と実績を記載している。また、女性の相談室で受けた相談のうち、「配偶者等による暴力・DVの被害女性からの相談状況」を一番下の表に記載している。令和元年度は、来所が7人、電話のみが1人で、合計8人から延べ19件の相談を受けている。

3ページは、令和元年度の一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談の各相談内容を分類し、円グラフにしているため、御覧置き願う。

資料の説明は、以上となる。

会 長：事務局からの説明を受けて、意見・質問等はないか。

委 員：統計は出ていないが、他の相談をきいていると今年のコロナ禍でDVや児童虐待の相談が増えていると聞くがどのような状況か。

事 務 局：おっしゃるとおり、今年度についてはコロナ禍の関係でDV相談等が増加している。件数としては、9月末現在で来所による相談が10人・相談件数34件、電話による相談が6人・相談件数18件、合計で上半期は16人の方から52件の相談を受けている。また、シェルター入所も1件あった。DV等に関する相談は増加している状況である。

副 会 長：亀岡市の相談に関わる空間(相談室)は非常に暗くて狭く、精神的にしんどくなる空間に案内されることが多いのが現状。鬱を抱えていたり、死にたい気持ちであったりと、藁をもすがる状況で来られる方もいると経験上思うので、相談室の創意工夫を推進していただきたい。

委 員：相談の項目について、「くらし」などいろいろな項目に分けられているが、本当に相談したいことが取り上げられていないのではないかと心配する。

委 員：(1)について2点思うことがある。

・一つは、以前にもお話したとおり、これからの子どもを育てていくことが大

事である。もう一つは、大人に対する啓蒙が大事だと思う。地域の中に入っていくと、まだ固定観念があると感じる。地域のことにに関して簡単に申し上げると、19ページの馬路町での例で、アンケート結果をみると良い取り組みではないかと感じた。他の地域でもこのような講座ができないか。

- ・7ページの子どもに関して、先日ゆう・あいフォーラムの展示で何人かの小中学生の子ども達の人権作文を読んだ。その中で小学校の児童がLGBTについて学校で学習したという内容のものがあつた。「学習する前の自分の考えはこうであつたが、学習してこういうことが分かつた。そして自分はこんなことを考えた。」と書かれていた。学校や先生方が頑張つてLGBTについて取り組んでおられると感じた。子どもは人権作文を書く時に、自分の印象に残つた思いを書くことから、人権作文を読んで「これこそが目標の成果ではないか。」と思つた。LGBTについての各学校での取り組み状況は分からないが、一つ一つの教材を取り上げていくことも大事であるし、学校教育全体で、男女共生に関わらず人権教育をされるべきだと考える。その時の指導者である教師がどのような考えで子ども達に接するかということも大事な部分であると思う。評価については、難しいところは数字となつて表れないところ。求められるものが、数字となつて表れないので非常に苦労されていると思うが、子ども達が成長してから結果が出てくると思う。個人的な意見であるが、昨年もお話したが中学校の職場体験学習は他の行事や授業と同じように男女関係なく・ジェンダー関係なく行われることが前提で始まっていると思う。取り組みが始まつて20年程になるが、出発点から昨年度までの間に男女で参加率に差があつたのではないと思つている。差があるならば課題であるし、目標にして克服していくことで男女共同参画の意味があると思うが、男女の差異が原因で参加できなかつたということではないと思う。敢えて目標にして達成の評価をするのではなくても良いのではないかと思つた。

事務局：19ページの「ゆう・あい地域講座」について、令和元年度は馬路町で実施したが、各町の自治会に順番に協力いただき開催している。地域活動においても男女共同参画の啓発が必要であると考えている。

7ページの「学校における男女共同参画の視点に立つた教育の推進」については、子どものうちからそのような教育が必要であると感じている。それぞれの担当課において取り組みを進めているところではあるが、成果指標として表すのは難しく、会議の開催回数などを指標として定めなければならないところで苦労している。

委員：B評価に目が行く。生涯学習部はB評価6項目ということで多いと思う。例えば、DV防止法の周知については、京都府ではDV防止法や相談センターについてのカードを高島屋や大丸の女性用トイレに置くという取り組みをしたことがある。ニーズがあるところに情報を届けるということは必要である。色々な取り組みをしている例もある。B評価をどう改善していくのかという部分で一例として紹介した。参考にしていただければと思う。

委員：実施状況を見るとA評価が並んでいるが、資料1の1ページ、A評価の「計画どおり達成できた」の「計画」とは何か。

事務局：先ほど説明を端折つたが、詳細については資料1-1に各項目ごとの評価指標をつけている。達成度合いによりA評価・B評価としている。

委員：具体的に、例えば資料1-1の4ページ農林振興課の取り組みの場合、計画自体はどのようなもので、何ができたのでA評価としたのか。男女共同参画の視点からどう活かされて向上したのか、「会議を実施した」「女性委員に積極的に参画いただいた」というのでは分からない。決まった委員が参画するのは当たり前であると思うので、そのことでA評価という理屈を説明いただきたい。担当課である人権啓発課や、推進本部で確認をしていると思うが、なぜA評価になったのか。

会長：評価は担当課の評価なのか、複眼的に評価しているのか。

事務局：プラン作成の段階から評価まで各担当課にお願いしている。進行管理の実績についても、極端にできていない場合は指摘することもあるが、実際のところは各担当課に任せているのが実状である。

委員：「計画」というのは男女共同参画を進めるための計画を指すのではないのか。総合農政計画審議会で、女性委員に参画いただいたとなっているが委員として決まった人であるなら参画するのは当たり前のことではないかと思う。それでなぜA評価となったかをお聞きしたい。

副会長：数値目標・達成目標と昨年度の実績を比較して30%から37.5%に増えたので改善したということではないかと推測したが、その考えで表の一つ下の社会教育課の欄を見ると30.7%から30%に減っていてもA評価となっているので整合性がないように思う。わかりづらい。

事務局：このケースでは、審議会の女性委員の比率について、計画策定年度である26年度の37.5%基準にして成果目標を設定している。令和2年度の実績が37.5%になるよう目標を設定しており、元年度実績値が30%であったことから、まだ実績が出ていない最終年度、令和2年度の見込みとして現状達成できているとの主管課判断でA評価としている。

委員：審議会の委員に女性委員が少なく、0人の審議会もまだある。まず、入りやすいように門戸を開くことが必要。友人と話をする中で、意識が高い方も大勢いるが、審議会に入りたい方はおられない。敷居が高すぎるし、一般の方はどんなものかよく知らないのではないか。「審議会に入っている」と言うと「すごい」と言われる。見いだせていない女性人材があると思う。広報のあり方や募集の方法にも工夫いただきたい。いわゆる「ふつうの人」でも入りやすいものにするため、はじめは意見を言うことができなくても知ってもらう機会を作る方が良いのではないかと思う。

事務局：女性の登用が0の審議会は2組織ある。資料2の3ページ目を御覧いただきたい。まず、39番「亀岡市予防接種健康被害調査委員会」は定数5名の委員会で、現状4名の委員全員が男性となっている。続いて、47番「亀岡市立病院経営審議会」は定数10名に対して、現状9名の男性委員で構成している。この2組織が女性委員0となっている。

ただ、亀岡市立病院経営審議会については、今年12月22日に女性委員1名に入っていただけの予定である。亀岡市予防接種健康被害調査委員会については、専門性や資格が必要であることから難しい現状である。

委員：先ほどの計画についての説明は。

事務局：資料1の中で、事業実施状況と成果指標の状況という2つの考え方で評価をしている。事業実施状況については、指標ではなく計画どおりに進んだかどうか事業内容についての評価になり、成果指標の目標数値としては達成していない場合もある。担当課に評価を任せており、十分に精査できていない部分もある状況である。

委員：「計画どおり達成できた」の「計画」とは何かを伺った。農林振興課の事業が達成できたということなのか、農林の事業の中で男女共同参画計画におけるジェンダー視点の入った事業を実施したということなのか、資料には記載がない。これでは、男女共同参画計画の計画どおりということにはならないのではないのか。  
もともと農林振興課で開催しなければならない会議を開催しただけでA評価にできるということなのか。担当課が実施した事業が男女共同参画の成果に結びついたかどうか記載されていない。

会長：なかなか議論が進まないところであるが、本当の意味での男女共同参画の立場からの評価点にどのように繋げていくか。担当課での事業そのものの推進・達成といった部分の根底の男女共同参画視点での評価は各担当課にお願いしているということなので、その中でうまく汲み取る・拾い上げる工夫をするという形でどうか。

委員：施策は「意思決定の場への女性の参画の推進」であり、それに対する目標値が「37.5%の女性の参画率にする」ということで、ここでは実績値30%で達成したということになっている。  
今までの意見をもって変えようと思うと、評価方法根本を変えていかなければならないことになる。他の委員会でもそうであるが、評価の策定の仕方を考えるために、審議会委員のうち何人かで評価の策定の仕方を考える委員会を作り検討しては。今日この場で今の意見を汲み取るのは非常に難しいと思う。

副会長：的確な意見だと思う。A・B・Cでの評価は確かにわかりやすいが、どういったものがAなのかといった評価システムの項目を作るなどしておくことが大事であると今明らかになったのではないか。  
提案にあったように、会長も含め何人かで評価システムづくりをし、誰が見てもA・B・Cがはつきり出しやすい、明確にした表などをつくってほしいと思うがいかがか。

委員：賛成。以前の会議でも、例えば「イベントに何人動員したから成功」といった議論があり、直接の業務評価と内実的な部分について発言したことがある。  
生涯学習部は評価が低い（B評価が多い）。B評価の中の一つ「男女共同参画の実効性の確保」において実施状況の点検評価の項目がある。ここの評価が低く、評価についてきちんとやらなければならないということである。  
農業政策に対し、審議会としては女性の参画があり発言もあったが、男女共同参画政策としてはどうなのかということの点検ができていない。それがB評価の結果であると思う。評価の仕方について、このB評価の部分が改善できるようにしなさいということでもある。きちんとした仕組みで動かしていく方がPDCAがうまく回ると思う。

副会長：ぜひ作成時には積極的な御意見をいただきたい。  
事務局も併せて意見等お願いしたい。

会長：実施した積み上げが大事である。この場で結論付けることはできないと思うので、色々な意見を含んで模索をしていくということでしょうか。

委員：以前から気になっていたことがもう一つある。資料1-1の5ページに「男女共同参画講座の開催」とある。最近残念に思っているのは、シリーズ化された講座がなくなっていて、単発で実施されており、講座というより啓発事業になっている。城陽市では連続講座に市民が参加し、必要なスキルを身につけ、次の年度には、その参加者が企画した講座が実施されている。そのような講座等も検討いただきたい。

また、昨年の伊藤公雄さんの講座について「男性」を対象として開催されていた。平日昼間で男性を集めるのが難しいと思った。総合福祉センターで活動していたこともあり、お願いをしてセンターの担当者と一緒に講座を聞かせていただけたが、一般参加は2～3人。その他は市の職員であった。一般市民に向けた講座としてカウントされA評価となっているのはどうなのか疑問に思う。今年にはコロナ禍ではあるが対策を練り、私自身も講演会を企画した。10月にはジェンダー視点に配慮した防災についての講演で、100人の参加者があった。講師への謝金を参加人数で割ると1人500～600円。11月にも精神科の先生にコロナ禍での心の健康に関する講演をお願いし、60人の定員のところ70人の参加があった。そのように、費用対効果を考えた事業の実施をいただきたい。

一般市民に対する講座であるならばこの項目の評価はおかしい。定員は何人で一般参加者がどれだけいたか、研修会をされるのであれば例えば企業の方・商工会議所からも参加いただくなど、参加者の類別の割合などを出し、市民に対してどれだけ啓発ができたのか、費用対効果としてどうなのかを考えていただくことが必要だと思う。事業をやればA評価というのは成果指標ではない。

会長：多くの課題が出ていると思う。見直し、検討をお願いする。  
続いて、議題（4）亀岡市男女共同参画計画（素案）について事務局から説明願う。

事務局：議題（4）の次期男女共同参画計画（素案）について、御説明申し上げる。  
前回（2月）の審議会開催後に、20代から40代の男女半々で構成する男女共同参画推進員から意見集約を行ったり、各課へ各施策の事業内容の照会を実施し、この素案を作成した。本日は、様々な立場の皆様から御意見をいただき、計画に反映する中で、より良い男女共同参画計画にしていきたいと考えている。よろしくをお願いしたい。

資料4-1と資料4-2を御覧いただきたい。資料4-1が、現行プランのゆう・あいステッププラン後期実施計画の体系で、資料4-2が、次期計画の体系（案）となる。資料4-2を中心に見ていただき、資料4-1を参考に見比べていただければと思う。前回の審議会でも、次期計画の「基本理念」「基本目標」「重点プラン」をお示しし、各委員から、御意見をいただいた。まず、「基本理念」については、「性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち亀岡」で提案させていただいたところ、特に御意見はなかった。前プラン策定時に、基本理念は、たびたび変わるものではないとの御意見もいただいているため、現行計画の基本理念を引き継ぐ形とさせていただいている。

基本目標については、5つの目標を掲げている。まず、基本目標1について、前回審議会で「システムづくりと意識改革はとても大事なことである」「現プランを活かした方が、より効果的な啓発ができる」などの御意見をいただいたので、現計画どおり、「男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革」とさせていただく。

基本目標2の「誰もが働きやすく活躍できる環境づくり」【女性活躍推進計画】については、女性活躍推進計画の項目として事務局から提案し、「入れてほしい」との御意見をいただいたので、この目標とさせていただく。

基本目標3の「誰もが安心して暮らせる地域づくり」については、重点プランの中に「防災における男女共同参画推進の視点を取り入れて実効性がある形に直していけば、充実したものになる」等の御意見をいただいた。

基本目標4の「あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり」【DV対策基本計画】については、現プランでは、重点プランに位置付けていたが、特に、重要な内容でもあるので、基本目標に格上げし、取り組んでいきたいと考える。

基本目標5の「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」については、「もう少し協働という言葉は置いておいた方がいいと市民意識調査の結果を見て実感した」との御意見をいただいたので、現プランの目標を引き継がせていただく。

次に、重点プランだが、前回の審議会では提案していなかったが、基本目標3の重点プラン10「LGBTQ（性的マイノリティ）への理解促進と支援」について御説明申し上げる。

昨今、性の多様性については、社会的な格差問題として取り上げられるようになった。男女共同参画では、社会的な性差による格差（ジェンダー・ギャップ）を解消してジェンダー平等社会を実現することを目的としている。男らしさ、女らしさを押し付けるよりも、その人らしさを大事にするという考えは、性的マイノリティにも同じことが言える。生まれた時に決められた性別によって、押し付けられた偏見を取り除き、理解を求め、性別に関わらず生きやすい社会の実現への共通の課題として、男女共同参画で取り組んでいきたいと考える。計画の体系の説明は以上となる。

次に、資料4-3の「亀岡市男女共同参画計画」（素案）について、御説明申し上げます。

2ページの「計画策定の趣旨」については、「性別にとらわれず、誰もが自分の意志で参画できる社会に向けて」「女性の活躍を推進するには、女性も男性も共に意識変革が必要」「多様な性を理解し、認め合う社会へ」「女性に対する暴力の根絶に向けて」「理念の実現に向けて成果が出せる計画へ」5項目でまとめた。

次に、10ページでは、「基本理念：性別にとらわれず、誰もが自分らしく生きられるまち 亀岡」の説明をしており、11ページの「基本目標」については、先ほど体系の中での説明のとおりである。

「基本的視点」については、基本理念を実現するために、前計画の基本的視点も踏まえて、次の4つを設定している。(1) 性別にとらわれず、一人ひとりが行動を起こす、(2) 多様性や一人ひとりの人権を尊重する、(3) 差別をなくし、暴力を許さない、(4) 市民と協働、関係機関との協力や連携の強化の4つを基本的視点としている。

「4 計画の期間」計画期間については、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10年間とし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて施策や取組等について、見直しを行う。

14、15ページについては、計画の体系ということで、先ほど説明した資料

4-2と同じ内容となる。

17ページ以降は、基本目標と重点プラン、施策（事業名）が記載されている。ここで事務局から提案させていただく。重点プランごとに、「現状と課題」「方向性」「行政の役割」「個人や家庭の役割」「地域・職場の役割」を設定しているが、「個人や家庭の役割」「地域・職場の役割」については、昨今の社会情勢から、行政から個人や地域に役割を強いるのは時代にそぐわないのではないかと判断した。このプランを読んで各々が自分の役割を考えてもらえればと思う。このことから、素案の中に、一旦、記載したが、新プランからは削除させていただこうと考えている。

それでは、次に、施策（事業名）の中の新規事業について、御説明申し上げる。まず、重点プラン6の42ページに記載の施策22の1「ハラスメント防止のための啓発」が新規事業で、現プランでは、セクシュアル・ハラスメントのみの施策であったため、マタニティ・ハラスメントやパワー・ハラスメント等も含めて、防止のための啓発を推進する。

次に、重点プラン10の52ページに記載の施策30の1「LGBTQ（性的マイノリティ）の理解促進」と、その下に記載の2「パートナーシップ宣誓制度の実施」が新規事業について、本市では、一人ひとりの人権が尊重され、平等で公正な、誰もが生きやすく、自己実現を通じて生きがいを感じられる社会を目指して、「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」を導入する予定としている。それに合わせて、計画の趣旨にもあったように、多様な性を理解し、認め合う社会の実現に向けて積極的な取組みを行う。

方向性としては、パートナーシップ宣誓制度実施により、性的マイノリティに対する社会的理解の促進を図り、男女共同参画事業等において、性的マイノリティの理解を深める取組みを促進する。加えて、市役所職員が性的マイノリティについて理解を深め、窓口等で性的マイノリティに配慮した対応を行えるよう取組みを推進する。

次に、重点プラン11の55ページに記載の施策31の2「外国人 市民への支援の充実」については、11月15日にガレリアかめおか3階にオープンした「かめおか多文化共生センター」を拠点として生活に必要な情報の提供や相談を多言語で行い、外国人住民のくらしをサポートするなど支援体制を充実する。

次に、重点プラン12の58ページに記載の施策33の4「被害者の自立に向けた支援」については、昨今、児童虐待とDV被害者は密接な関連があるとされ、適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されている。このことから、児童と児童を養育する女性の保護が必要な場合に、母子生活支援施設への入所により、母子の保護と自立を支援する。

その下に記載の5「被害者情報の保護」については、市民課が中心となって、各種手続きを行う窓口等において情報管理を徹底し、住民基本台帳の閲覧制限等、被害者の情報を保護し、安全を確保する取組みを行う。

次に、追加資料をご覧いただきたい。追加資料については、各委員への資料送付後に、各課から提出された意見を資料に反映し、修正箇所を赤字で修正している。追加資料のページは、資料4-3のページと同じである。

46ページに記載の、重点プラン8「貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々への支援」の行政の役割について、施策27に「2単身高齢者や高齢世帯への支援」と「3高齢者への相談事業」の二事業を追加している。施策27の1の後ろに、2と3を挿入するので、47ページのそれ以降の番号は、後に繰り下げとなる。以上、8事業が新規事業となる。

追加資料について御説明申し上げます。追加資料の58ページに施策33「配偶者等からの暴力への対策の推進」の7「児童虐待への適切な対応」を追加している。この施策については、元は、追加資料46ページの施策27「社会的に不利な状況にある人々への支援」の施策としていたが、児童虐待とDV被害者は密接な関連があることから、58ページの施策33「配偶者等からの暴力への対策の推進」に移動する。

次に、目標指標について、前回の目標を達成して更に数字を増やしている主なものについて御説明申し上げます。

資料4-3の22ページをご覧ください。目標指標は、令和元年度の現状と令和12年度の目標を併記している。「男は仕事、女は家庭のことを主に担う」という考え方に、同感しない市民の割合【人権啓発課】は、目標50%に対し56.9%と達成しているので、新プランでは目標を60%にしている。同じページ、男女共同参画に関する図書購入冊数【図書館】は、目標年20冊に対し25冊と達成しているので、新プランでは目標を25冊としている。次に、31ページ、目標指標の3つ目の管理監督者に占める女性職員の割合【人事課】は、目標30%に対し、32.9%と達成しているので、新プランでは目標を40%としている。

その下に記載の小学校（義務教育学校前期課程含む）における女性管理職の登用率【教育総務課】は、目標20%に対し、22.2%と達成しているので、新プランでは目標を40%としている。

その下に記載の、中学校（義務教育学校後期課程含む）における女性管理職の登用率【教育総務課】は、目標10%に対し、12.5%と達成しているので、新プランでは目標を20%としている。

次に、目標指標を新規に設定した項目は、22ページ、ゆう・あいセミナーの開催回数【人権啓発課】、26ページ、保育所（園）における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】、同じページ、幼稚園における男女共同参画の内容を含む研修の実施回数【保育課】、31ページ一番下の、啓発資料等の配布回数【社会教育課】、36ページ一番下の、エンパワーメントセミナー・スキルアップセミナーの開催回数【人権啓発課】、40ページ一番上の、企業を対象としたイクボス講座の開催回数【人権啓発課】、42ページ下の方に記載している、ハラスメント防止のための情報提供の回数【人権啓発課】、45ページ一番下の、KYISS※登録団体への情報提供【人権啓発課】、53ページ、LGBTQ（性的マイノリティ）に関する情報提供【人権啓発課】、55ページ下の方に記載している、国際交流事業における男女共同参画に関するチラシ等の配布回数【文化国際課】、その下に記載の、外国人生活相談窓口の実施【文化国際課】、64ページ、男女共同参画推進員会議の実施回数【人権啓発課】、67ページ、市民活動団体への男女共同参画に関する情報提供【市民力推進課】、以上が、新規に設定した目標指標の項目となる。

資料4-3の説明は、以上となる。

委員：10年間の男女共同参画を推進する計画であるため、1回を1回以上にするなどの目標は実施計画に記載すればよいと考える。方向性を示したうえで、亀岡市全体の計画であるため、条例にも明記されている市民や地域、事業所の責務についても記載するべきではないか。

また、体系1番の「男女共同参画社会の実現に向けてのシステムづくりと意識改革」と記載されているが、語呂の関係でシステムづくりと意識改革の順番を入れ替え、「男女共同参画社会の実現に向けての意識改革とシステムづくり」とした方がよいのではないか。

また、体系3番の「誰もが安心して暮らせる地域づくり」のLGBTの部分については、人権の内容であり、男女共同参画の社会づくりを目標とする男女共同参画計画に大きな目標で入れるのは違うのではないかと思う。本計画でいう男女はジェンダーの視点であり、セクシャリティではない。

多文化共生社会は、元々国の男女共同参画計画では、国際協調などを考えることを目指し始まっているものであり、多文化共生は生涯学習ですることであり、本計画に入れることに違和感がある。

「貧困・高齢・障がい等により困難を抱えた人々への支援」について、困難を抱えた者への配慮は必要なことではあるが、男女共同参画計画に重点プランとして挙げる必要があるのかと思う。もし挙げるのであれば、例えば高齢者の分野で言うと、女性の方が平均寿命が長いが、勤める期間も短いため、生涯賃金が低いことから年金額が低いこと、その年金額が低い女性が生活していくための視点を考えたり、高齢化して自分のことすらままならないにも関わらず介護するのが女性であるといった視点など、10年間を見通したプランなのであれば、方向性をしっかり書き込み、個々の目標は実施計画で挙げれば良いのではないか。これから社会も変化していくため、ここまで細かい目標を掲げる必要があるのかと思う。

基本理念について、「性別にとらわれず」というのは個人的なことだというように聞こえる。プランの中身を見ると「性別にとらわれず」という書き方と「性別に関わらず」という書き方があると思うが、「女性活躍」という時に、女性の活躍を認めない社会が問題であると思う。女性は「頑張れ」と言われるが家でも仕事でも頑張っている。まだ頑張れと言われるのかという気持ちになる。個人ではなく社会づくりを考えたプランにしてもらいたい。

それと、男性側からの問題解決という視点がイクボスくらいしかない。今の国の計画では男性側からの問題提起があったと思う。

体系5番の「市民と行政の協働による男女共同参画の推進」について、章立てを別にし、プランの内容とは別に推進体制の充実・確保が大切だと思うため、ここに入れるのであれば推進体制の充実ということで計画の進行管理を評価できる仕組み、庁内の推進体制、また条例の啓発とあるが、市民・行政・事業者の役割の周知が必要であると思う。

そして最も大事な審議会の役割は、推進体制に関わっていることであり、市民と行政の協働の中に含まれているのは惜しいところである。

生涯学習の活動拠点の話がこの中にあるが、そこで言わず、男女共同参画センターの機能がある施設を作るなどと盛り込んでもらえたらと思う。

優先的取り組み事項を5項目出し、最優先で取り組むという姿勢を示したらいいかと思う。

副会長：基本的に、男女が共に生きていく平等な社会を目指す時の根本は、女性差別撤廃の概念だと思っている。国際的な女性差別撤廃基準をどのようにして市町で実現していくかという問題であると思う。素案はわかりやすい形にはなっていると思うが、根本的な大事な部分が抜けているのではないかと全体を見て感じた。

1つは、5つの基本目標と4つの基本的視点が書かれているが、(3)「差別をなくし、暴力を許さない」の1行目の「男女の社会的地位や、経済力の格差からくる・・・」とあり、「重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。」と書かれているが、この5行は「基本目標」の「本計画では、・・・」の前に持ってくるべき文言ではないかと思う。なぜこの基本目標を立てなければならないのかという根本は、(3)の中に忍ばせるべきではない。「男女の社

会的地位や、経済力の格差からくる上下関係などによる支配関係」と少し過激な表現であるが、現実であると思うので、現状の社会状況の分析として入れてはどうかと思っている。

女性差別について書かれたところは12ページくらいだと思うが、女性に対する差別の問題はあらゆる領域に現実にあるので、基本中の基本の部分にきちんと謳っておく必要があると思う。

もう1つ大事にさせていただきたいのは、18ページの重点プラン1に「男女共同参画意識づくりの推進、生涯学習の推進」と書かれているが、人権に関わる領域の問題であるので「人権学習の推進」とした方が市長部局においても教育部局においてもわかりやすい文言になるのではないかと。行政用語で言えば「生涯学習」かもしれないが、市民にも行政にもそれぞれの分野の方にもわかりやすい「人権学習の推進」とした方がより実効性の確保ができるのではないかと。それと、43ページ「誰もが安心して暮らせる地域づくり」に突然「地域防災活動の推進」と出てくるが、女性が安心して暮らせる地域づくりについては、性的虐待の問題やレイプの問題等、深刻な問題がある。もちろん、地域防災の中で不平等な状況、大変な状況があるが、父親や身近な男性から性的虐待を受ける問題やレイプの問題が謳われていない。支援と対策が見える化しておかないといけないと思う。

併せて、DVの計画があるが、例えば子どもの虐待については通報制度が確立されつつあるが、明らかな夫から妻へ家の中での暴力等があった場合、ご近所が通報できるといった通報制度のシステムづくりなどについても、ある程度10年間の計画の中で触れ、展望できるようにすることが大事だと考える。

さらに、54ページ、多文化共生の問題について、先日ガレリアにも多文化共生センターを立ち上げられたところでもある。現状・課題の下から4行目に「国籍にかかわらず人権が尊重され」とあるが、その前に「外国にルーツを持つ人々の」というような誰の事なのかという文言が抜けているように思う。多文化共生の中で、日頃、文化や言語の違いの中で苦勞されている外国にルーツを持つ人々の、取り分け女性達の現状に出会うが、そうした方々の支援や対策が必要であるし、文化国際課だけでなく、同時に福祉や学校教育の分野との行政的な連携の仕組みをもっておく必要があると思う。福祉の全領域に関わり、赤ちゃんが生まれ、育て、生涯日本で暮らせる形が今後10年をみた時に必要では。外国にルーツを持つ人々の顔が見える状況のプランが大事だと思う。

会 長：課題がたくさん出ている。全ての課題をとというのは難しいが、どうしていくか。今後何らかの形で工夫していくなど含め検討をお願いする。

委 員：今意見を出したとして、その意見はどうなるのか。それによって意見の出し方を考えたい。

副 会 長：審議会が出た意見については事務局と調整し、正副会長・部長等々が調整したものを再度委員の皆さんに提案する形をこれまでとっており、今回もそうであると思っている。

委 員：いつ頃になるのか。

京都府でも審議会の委員をしており次期プランを作成している。先日原案が完成し、続いてパブリックコメントを行う。その中に、先ほど委員の意見にもあった「男性問題をどう入れるのか」という部分がある。

また国の委員もしており、第5次計画を策定しているところだが、連動させる

べきだと思う。段取り等々検討するため、意見の出し方を考えたい。  
京都府は12月にパブリックコメント、その後議会にかけて修正等行い、3月中に決定予定。

事務局：事務局で考えているスケジュールとしては、本日の御意見を基に素案を修正し、12月初旬に各委員に送付させていただく。その内容を御確認いただいたうえで、タイトなスケジュールにはなるが、パブリックコメントを12月25日から1月15日まで実施予定である。今回の審議会での修正とパブリックコメントの意見を反映し、2月に開催を予定している審議会で御確認いただき、御了承いただいたものを最終案としたい。

委員：完成した計画は市民にも公開されるのか。

事務局：冊子を配布し、ホームページでも公開をする。

委員：資料を読んでいたが、なかなか理解できない。一般市民の方が配布された冊子を見たとしても、なかなか理解するのは難しいのではないかと。

事務局：分かりやすいダイジェスト版も配布する予定である。

委員：亀岡市役所ではなく、亀岡市としての計画であり市役所の目標ばかりの冊子は意味がないのではないかと。あらゆる分野に男女共同参画が必要なので、例えば自治会に女性役員を入れていただいたり、企業に女性の管理職を増やしていただいたりというように、しっかりと入れていく必要があると思う。

事務局：いろいろな御意見があるが、その中で個人の役割・地域や職場の役割を行政の立場から言うことは押しつけがましいかと思ひ、削除する方向で提案したが、御意見をいただいたので、残す方向で検討したい。

委員：「役割」というと押しつけがましくなる。条例に、市の責務・市民の責務・事業所の責務とあるので、それぞれの立場で推進していく計画にならなければいけないと思う。

前回の会議録を読ませていただいたが、相談回数の減少は予算が少なくなっているからだとのことだが、亀岡市の男女共同参画条例には他市と違って財政上の措置があり、市が男女共同参画に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるとされている。もう少し押しつけて予算獲得していただきたい。それだけ重要な施策である。

事務局：それと、性的マイノリティに関する施策を取り入れるのはどうかという議論もあるところだが、「男らしさ」や「女らしさ」より「その人らしさ」を大事にするという点で性的マイノリティについても取り入れていきたいと考えている。

委員：審議会後、パブリックコメントをして素案を作り、議会に報告するのか。また、実施計画で予算措置を伴うと思うが、経常的なものかもしれないが来年度の予算措置等どのようにする予定か。

事務局：計画について市の内部としては、男女共同参画推進本部会議において、市長・

副市長等理事者と部長会議の中で最終決定していく。

予算関係については、計画完成までに要求することになるが、各課に照会をかけているため、各課も来年度を見据えて予算要求をする形になる。ほとんどが経常的な経費である。

委員：推進本部会議で市長まで報告するとして、議会への報告はしないのか。

事務局：必要であれば委員会等で行政報告を行う。

会長：スケジュール等については、事務局から説明があったとおり了承願う。

委員：書面で意見を求めていただければ提出する。意見が多く出されたので、正副会長と事務局で整理し、まとめや調整を行うなどはいかがか。その方が作業がしやすいと思う。

事務局：多くの分野に対して御意見があった。フォーマットを作成して照会するので回答いただきたい。書面で意見をいただき、正副会長と事務局で整理・議論をして今後の進め方を調整していきたいと考えるがいかがか。京都府等上位計画との整合性もある。タイトなスケジュールにはなるが、御意見をいただき整理させていただきたい。

委員：それと、パートナーシップ宣誓制度について、良い制度であると考えているが、総合的にジェンダー主流化を扱う男女共同参画部局だけでなく、どのように他の部局に広げていくか、男女共同参画だけではないテーマがある。それを全般にまとめあげていくのが人権啓発課の責務と思う。もう一つ、全般に渡ってジェンダー施策を行うよう指示すること。全般をマネジメントするという点で人権部局はB評価であったので、全般的なマネジメントをしていただきたい。

事務局：それでは、ここで本日御欠席の委員からいただいた御意見を御紹介する。御意見の内容は、資料4-3、4ページの(1)国の動きについて、「くるみん」や「えるぼし」等認証制度にも触れた方がいいのではないか、という御意見である。「くるみん認定企業」とは 次世代育成支援対策推進法の行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、子育てサポート企業であることをアピールすることができる。次に、「えるぼし認定企業」とは、女性活躍推進法の行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、取組の実施状況等が優良な事業主が、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度で、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができる。

次に、5ページの(2)府の動きについて、WLB認証制度に触れた方がいいのではないか、という御意見である。京都府では、ワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業を応援するため、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度を設けている。認証を受けた企業は、認証マークの使用や府の物品等調達における優遇の対象となるなどのメリットが受けられる。

以上、(1)国の動き、(2)府の動きについて、御異議がなければ、御欠席委員の御意見のとおり事務局で追記させていただく。

次に、58ページの行政の役割の事業について、「再発防止の観点から、加害者への更生等支援も事業として加えていただきたい」という御意見である。市の

取組としては、もし、女性の相談室へそのような相談があれば、更生等支援をしている団体を紹介することなどは可能であるが、加害者への更生等支援を施策として入れ込むのは現時点では難しいと考える。しかし、これから必要になっていく取組だと思うため、社会情勢を見ながらどんな支援ができるか考えていきたいと思う。

次に、その他として、ウィズコロナ、アフターコロナの男女共同参画審議会の会議の持ち方について、他市の男女共同参画審議会が ZOOM で開催された話も聞く。男女共同参画推進のポイントの一つに時間や場所の制約にとられない環境を整備することが挙げられる。本審議会こそ、率先してオンライン会議（オンライン環境の整備が難しい委員のためにハイブリッドの開催を前提とする）の実施を検討いただきたいとの御意見をいただいた。このことについては、亀岡市でもオンライン会議の取組を始めており、今後、ハイブリッドの開催も視野に入れて、市の動きに合わせて導入を検討したいと考えている。欠席委員からの御意見は以上である。

委員：加害者更生プログラムの支援は困難であると事務局が言われたが、10年間のプランであるのだから、そういったことこそ検討するなど記載するべきではないか。書いていなければ進んでいかないと思う。10年間のプランであることを認識いただき方向性をしっかり入れていただきたい。細かい指標は実施計画などで毎年話し合ってもよいと思う。

事務局：そういったことも含め、意見集約の中で正副会長と協議しながら計画に反映させていきたい。

会長：続いて、計画の名称について事務局から説明願う。

事務局：次に、資料5の次期プラン、男女共同参画計画の名称（案）についてを御覧いただきたい。

過去のプラン名称は、資料の一番下に記載のとおり、平成9年3月に策定した第1回目のプラン名称は、「ゆう・あいプランー亀岡市女性政策プラン」である。平成14年3月に策定した第2回目のプラン名称は、「新ゆう・あいプランー亀岡市男女共同参画計画」である。平成23年3月に策定しました前回のプラン名称は、「ゆう・あいステッププランー亀岡市男女共同参画計画」である。その上に記載しているが、ゆう・あいプランの「ゆう・あい」には、「あなたとわたしひととひと」という意味がある。それ以外に、「ゆう」には、5つの漢字の意味を持つ。また、「あい」についても、5つの漢字の意味を含んでいる。世代・人種・性別などを問わず、人として多様な生き方を認め合い、互いに高め合う人間社会を形成するプランの愛称となっている。このように、色々な意味合いを兼ね備えた名称でもあるので、次期プランについても、「ゆう・あいプラン」を基本とした①から⑥の事務局案を考えたので、御審議願う。

委員：事務局案があるのであれば、それでいいのではないかな。

事務局：事務局提案としては、③「ゆう・あいプラン2021ー亀岡市男女共同参画計画ー」が良いのではと考えている。

会長：事務局案を含みながら、最終的に計画の形を整えるまでに名称を確定していくということではいかがか。

続いて、議題（５）亀岡市パートナーシップ宣誓制度について事務局から説明願う。

事務局：議題（５）の「亀岡市パートナーシップ宣誓制度」について、御説明申し上げます。

性的指向や性自認の表現は、人間が本来もつ多様性の一つであり、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現が求められているにも関わらず、社会的な理解が十分深まっていないことから、依然として、LGBTの方々に対する差別的な言動が見受けられる。このことから、亀岡市では、今年度内に「パートナーシップ宣誓制度」の導入を計画しており、現在、策定に向けた作業を進めている。

「パートナーシップ宣誓制度」とは、性的マイノリティのカップルを公的に認証する制度のことである。それでは、現在、亀岡市で検討している制度の概要等について、御報告申し上げます。

〔資料６の説明〕

今後、庁内各課に照会し、可能な取り組みを増やしていければと考えている。また、12月13日に市民ホールにおいて、パートナーシップ宣誓制度に係る意見交換会を開催する。現在、広報紙「きらり亀岡おしらせ」やホームページで参加者を募集しており、参加のご希望の方は、人権啓発課 男女共同参画係まで、申し込みをお願いしたい。

この制度により、社会全体が性的マイノリティの置かれている現状を十分理解し、性的マイノリティの方々が生きやすく、自己実現を通じて生きがいを感じられる社会が実現するよう啓発に努めていきたいと考えている。

亀岡市パートナーシップ宣誓制度（案）の説明は以上である。

会長：事務局からの説明を受けて、意見・質問等はないか。

委員：大事な取り組みであると考えているが、男女共同参画の計画の中にパートナーシップ宣誓制度が重点プランとして取り上げられるのはどうなのか。そのうえで、亀岡市パートナーシップ宣誓制度が始まると、具体的には、市民課で多くの手続きが必要となるが、全ての手続きを人権啓発課で対応するのはどうかと思う。宣誓の方法の説明で「住民票を添付する」とあるが、手数料を支払って取得した住民票を人権啓発課に提出するのではなく、手続きをする課を市民課としておけば、住民票を取得せずとも確認ができるし、近くに相談室という個室もある。

また、受領証の返還についても、死亡届の提出や転出の手続きは市民課であるし、その他にも婚姻等の確認なども市民課が手続きの窓口になっているが、なぜ人権啓発課が手続きの窓口となるのか。その他、亀岡市の取り組みを記載されているが、亀岡市全体で民間の事業所ではこのようなサービスが出来るなどといった取り組み等は書いていないが、制度を作って啓発事業だけしたら終わりなのか。事業所や地域の中で制度を認めていく具体的な施策には結びつかないのか。

事務局：担当としては人権啓発課で行う予定としている。手続上、市民課を窓口にする方が良いといった御意見と思うが、相互に連携を取りながら実施したいと思う。また、プライバシー面も配慮して会議室等で対応したいと考えている。具体的な手法については今後詰めていく。

委員：先ほどあったように、一つの課だけが関わるものではなく、考え方や市民課の職員等が十分周知出来ていなかった場合は、人権啓発課の支援が必要だが、様々な課が関わることには間違いないと思う。窓口・実務は市民課なのではないかという意見である。

事務局：他市の事例等も調べているが、人権担当部局、要綱を作成した部署が窓口となり実施している場合がほとんどという状況である。

委員：個人的に、実務はやはり市民課だと思う。また、男女共同参画の視点を庁内のあらゆる職員が持っている必要があるにも関わらず、それを男女共同参画でしか出来ないという考えでは、庁内に広がっていかないのではないかと。私は反対だが、もし計画に挙げるのであれば、市内全域での取り組みをどのように理解いただき、事業所等に協力を求めていくのかを施策として記載すべきなのではないかと。

事務局：パートナーシップ宣誓制度は、まず制度を立ち上げ、市の中でも取り組みを行い、様々なイベント・啓発活動を行う中で、幅広く市民に触れていただき、性的マイノリティ・LGBTQの方々への理解が徐々に進んでいくと考える。最初から事業所等に協力依頼が出来るのが理想かもしれないが、まず制度を立ち上げ、徐々に事業所等に働きかけを広げていきたいと考えている。

副会長：窓口について、市民課か人権啓発課かという議論だが、一つは戸籍の不正取得問題については、26市町村が京都府全体で人権啓発課が旗振りしながら、実質的には窓口である市民課が仕組み的には担当して、なぜ不正取得等が起こるのかなど総合的なものを人権啓発課に上げるシステムがある。私個人も、市民課のシステムをいかにきちんと作っておくかが大事であると考えている。総合的な相談事業は人権啓発課の方で対応しながら、実務的な対応は市民課で対応しないと実務的には難しいと考えるため、庁内で整理されてはいかかがか。また、もう一つは当事者のヒアリングを11月20日に実施したとのことだが、対象に要件が列挙されているが、対象をこのように絞れば制度を使えるというような上からのものではなく、せっきく制度を作っても当事者が利用できるものでなければならないと考えるため、当事者の方に意見をしっかり聞かれるのがよいと思う。以上2点については、特に注意して進めてほしい。

委員：意見交換会へは何人の申し込みがあるのか。

事務局：現時点で定数50名に対し10名程度。御都合がつけば御参加いただければと思う。

副会長：意見交換会についても当事者の方を孤立させないということが大切となると考える。市民が積極的に参加し、孤立させない状況と意見を言いやすい環境条件を主催者側が整える必要があるので検討いただきたい。

事務局：具体的には詰められていないが、当事者の方にも御参加いただき、意見交換会を開催したいと考えている。

会長：肩身が狭い思いをされている当事者の方々の門戸を開く仕掛けとして、どのよ

うな形にすれば、新制度にかけてみたいと思っていただけるかということ。  
当事者の方々の声を出来るだけ拾っていただくようお願い申し上げます。

副会長：行政の仕組みとしては、市民課が対応するのがよいのではないかと考える。  
研究・検討できればと思う。

委員：市民には様々なノウハウを持っている方々も多くおられるので、そのような  
方々に市民向けの講座などを企画していただくことが出来れば、人権啓発課は  
男女共同参画の政策を行えるのではないかと。方法を検討されたい。

会長：協議事項は以上で良いか。

事務局：配布資料の関係は以上である。  
申し上げたとおり、様々な御意見を頂戴したので、書面での御意見の提出に協  
力いただきたい。会議終了後に様式を送付するので提出いただき、文書で整理  
した後に正副会長と協議して調整したいと思う。  
様式について、メールで送信できる方にはメールでお送りしようと思うので、  
よろしくお願ひしたい。

会長：ありがとうございました。時間となったので、事務局に進行をお返りする。

事務局：各議題について審議いただき御礼申し上げます。本日いただいた意見を元に、新  
たな男女共同参画計画を策定し、各種事業を推進していくので、今後とも御協  
力いただくようお願いしたい。